

清末の源豊潤票号による為替送金について：上海ゴム株恐慌と源豊潤票号の倒産

佐藤， 究
九州大学大学院博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/25785>

出版情報：九州大学東洋史論集. 27, pp.49-75, 1999-04-01. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

清末の源豊潤票号による為替送金について ——上海ゴム株恐慌と源豊潤票号の倒産——

佐藤 究

はじめに

清代十九世紀初頭、山西商人によつて設立された票号は、為替送金を主要業務として取り扱う金融機関であつた。票号は国内の各地域市場に支店を展開しており、中には日本や東南アジア等、海外にまで進出するものも存在した。十九世紀後半には、票号は清朝政府の官金の運営や為替送金を行うようになった。しかし十九世紀末から二十世紀初頭にかけての外国・中国資本の銀行の台頭や、中国市場における金融恐慌の発生等によつて、票号の勢力は次第に衰退した。更に辛亥革命による政治的社会的混乱、及びそれを契機として生じた金融恐慌によつて大打撃を被り、その多くが倒産した。結果、中華民国政府の成立以後は、規模を縮小した少数のものが存続するのみに至つた。

以上の推移については中国の陳其田氏の研究によつて明らかにされている。また、張国輝氏の研究によつて、票号による官金の為替送金についても、それが清末の社会、経済構造の変動過程で、清朝財政機構の重要な一端を担うまでに発展を遂げた事が明らかにされている。また、張正明氏はその明清時代における山西商人についての研究において、山西資本の各票号の経営、資本等に関して個別・総合的分析を行っている¹⁾。しかし以上の研究は山西資本の票号に関するものであつて、管見の及ぶ限りでは、浙江資本等の非山西資本の票号による各省関の官金の為替送金に関する研究は、未だ十分に為されていないようである。そこで筆者は、本稿において浙江資本の源豊潤票号を取り上げ、それが一部の省関の官金の為替送金に関して、山西資本を上回る為替送金を行つていたことを明らかにし、このことがまた、清末の各地域市場において発生した金

融恐慌、特に一九一〇年に上海で発生したいわゆる上海ゴム株恐慌とも重要な関連を持つていたことを指摘するつもりである。

清末の上海においては、一八六六年から一九一一年までの四十六年間に凡そ八度の恐慌が発生しており、中でも上海ゴム株恐慌は空前の金融恐慌であった。²⁾ この上海ゴム株恐慌によつて浙江資本の源豊潤票号が倒産している。この上海ゴム株恐慌に関する先行研究としては、菊池貴晴氏の「清末の経済恐慌と辛亥革命への傾斜」や、蕭文嫻氏「清末上海における事業投資とその資金調達——ゴム株式恐慌（一九一〇年）に至る過程を中心に——」等が挙げられる。³⁾ このうち菊池貴晴氏は、上海ゴム株恐慌や源豊潤票号の倒産事件の推移を明らかにし、それらの恐慌による社会、経済的混乱が辛亥革命を引き起こす要因の一つとなったことを明らかにした。また蕭文嫻氏は、上海ゴム株恐慌の発生に至る過程を、上海における外国投資との関連から明らかにしているが、これらの研究により、上海ゴム株恐慌によつて源豊潤票号が倒産し、各省関及び各地域市場に大規模な被害をもたらしたことが既に明らかにされている。しかし以上の研究においては、上海ゴム株恐慌以前に源豊潤票号及びその資本傘下の銀号や錢莊が各省関にどのように関わっていたのか、その倒産後の債務処理はどのように行われたのかという点について、未だ十分には明らかにされておらず、この点に関する研究が求められている。

そこで本稿においては、浙江資本の源豊潤票号の為替送金の実態、資本傘下の銀号や錢莊等の状況、さらに上海ゴム株恐慌による源豊潤票号の倒産が清朝財政にもたらした影響等について考察し、さらに、次の事を明らかにしたい。第一に、清末においては現銀不足や輸送上の困難のために、各省関は山西資本の票号と共に浙江資本等の票号を通じて、京餉、協餉、外債償還等の官金の為替送金を行つていたこと。第二に、福建省閩海関等の省関による官金の為替送金においては、浙江資本の源豊潤票号が、山西資本の各票号を上回る重要な位置を占めていたこと。第三に、上海ゴム株恐慌の発生によつて源豊潤票号及び資本傘下の銀号や錢莊が倒産し、清朝財政に深刻な被害をもたらすと共に、各省関の為替送金を遅滞させるに至つたことである。

一 清末における金融機関と為替送金

本節ではまず清末における（a）京餉（b）協餉（c）外債償還の各項目に関して、山西資本及び浙江資本の票号による為替送金が行われていたことを示す事例を取り上げ、次にそれが為替送金の仕向地に及ぼした影響について検討して行く。山西資本の票号による京餉、協餉、外債償還の為替送金の事例は、陳其田氏、張國輝氏の先行研究においても取り上げられているが、両氏の説では浙江資本の票号による為替送金の事例は取り上げられていない。また、本稿においては山西資本及び浙江資本の票号による為替送金の事例を『宮中檔光緒朝奏摺』及び『光緒朝硃批奏摺』（以下『宮中檔』『硃批奏摺』と略称する）から引用するが、従来の先行研究にはこうした問題を考察する上で必須の要件ともいふべきこれらの史料の利用がなされていないという問題がある。

1 票号による為替送金事例

清朝政府の財政システムは、地方の各省関からの税收である銀錢及び米穀を北京中央政府及び各地方行政機関へ分配する事によつて成立していた。各省関による銀錢の送金、すなわち餉銀は、大別すると中央政府へ向けた（a）京餉、財政的に余裕のある地域から財政不足の地域へ向けて補填を行う（b）協餉からなる。また清末においては、外国銀行からの借款の返済や戦費賠償金の支払いを目的とした、（c）外債償還も加わることとなった。

まず京餉についてであるが、京餉とは清朝中央政府の財源に充てるために各省関から北京の戸部衙門に輸送される餉銀を指し、大別して京餉には更に原定京餉と額外京餉とがあった。このうち原定京餉は、地丁銀、塩課・塩厘、茶税、関税、厘金等を財源とする餉銀であり、額外京餉は、当初は原定京餉の不足分を補うために追加され、恒常的項目となつていった固本京餉、籌備餉需、東北辺防費、練兵費、海軍費、内務府経費、出使経費等の費目である。これらの京餉項目は各省関に毎年割り当てられ、各省関は各種財源からその負担しうる額を送金せねばならなかつた。清末において山西資本及び浙江資本の票号は、こうした多岐に渡る各省関からの京餉の為替送金を請け負つていたのである。この京餉における山西資本及び浙江資本の票号による為替送金の事例は多数存在するが、『宮中檔』第一四輯、光緒二七年（一九〇一）七月一日、両広総督陶模の奏摺における「附陳滙解奉提京餉銀數片」に、

去後茲據兩廣鹽運使國鈞詳稱、查前項奉提京餉銀十萬兩、應由藩運兩庫各半籌解、計運庫應解銀五萬兩。茲擬在省河光緒二十七分餉項內、支出銀五萬兩、作為廣東運庫應解光緒二十七分京餉、定於七月初三日發交商號源豐潤、大德恆、蔚長厚、協成乾、志成信、新泰厚等號、匯解赴江海關道衙門投納、轉匯進京、等情。

とあるのはその一例である。右は、戸部の指定を受け、光緒二十七分分の京餉として銀一〇万兩を送金する際に、源豐潤、大德恆、蔚長厚、協成乾、志成信、新泰厚等の票号から江海關道へ向けて為替送金し、それを更に北京へ為替送金させたと述べている。先に述べたように、源豐潤は浙江資本の票号であり、それ以外は山西資本の票号である。山西資本の票号は、當時大谷幫、祁幫、平遙幫という三つの同郷ギルドを構成しており、これらの各幫は互いに競争關係にあつた。ここに記載されている山西資本の票号の内、大德恆は祁幫、蔚長厚と新泰厚は平遙幫、協成乾と志成信は大谷幫に属する票号である。つまり右の記事からは、當時浙江資本の源豐潤票号、及び山西資本の各幫に属する票号の分担によって為替送金が行われていたことが明らかとなるのである。

次に協餉についてであるが、協餉とは各省の財政補填や災害地の救済、辺境防衛費等の目的で、地方政府間で相互に行う送金をいう。甘肅、陝西、雲南、貴州等、財政運営の困難な内陸部の各省にとり、中国各地域市場に支店を置く票号を介しての為替送金は、当時その財政運営において重要な位置を占めるものであつた。そのため、この協餉の送金に關しても、山西資本及び浙江資本の票号による為替送金が利用されたのである。

浙江資本の源豐潤票号による協餉の為替送金の例を挙げると、『宮中檔』第三輯、光緒三二年九月一二日、福州將軍兼管閩海關稅崇善の奏摺における「附陳勉籌帶解舊欠甘餉片」に、

再奴才准戸部電開、本部酌撥三十、三十一兩年應解之舊欠甘餉、茲據伊犁將軍奏陳、應辦事宜急需。此款奉硃批責令認真籌辦、閩省無論如何為難務、須設法速解、以顧邊防、等因。……計惟羅掘捭湊、先其所急、以副要需、謹就現徵各稅項下、勉籌銀一萬兩、填具文批發交號商源豐潤承領、於九月十五日由閩省起程、解赴甘肅藩庫投納、以為舊欠甘餉之需。

とある。その内容は、戸部より閩海關に対して、光緒三〇、三一年分の甘肅へ向けての協餉が遲滞していることに關する督促がなされ、閩海關はこれを受けて財源確保の困難な中、各種徵稅項目から銀一万兩を支出し、浙江資本の源豐潤票号によ

つて為替送金を行い、甘肅藩庫に納付させたというものである。

また、山西資本の票号による協餉の為替送金の事例としては、『宮中檔』第一七輯、光緒二九年五月二八日、護四川總督布政使陳瑤の奏摺における「又陳匯解三批協甘新餉片」に、

去後茲據署布政使黃承暄詳稱、查甘餉為邊陲要需、雖川庫異常支絀、總當及時籌解。現復竭力騰挪、湊得二十九年捐輸銀八萬兩、津貼銀二萬兩、貨釐銀三萬兩、添扣六分平銀一萬四千兩、二十八年捐輸銀一萬六千兩、總共庫平銀一十六萬兩、作為光緒二十九年協甘三批新餉銀兩內、除扣抵陝西劃撥滇省銅本銀五萬兩、由陝撥解甘庫外、實止解銀一十一萬兩、於二十九年五月二十八日發交西商協同慶等號承領、匯解甘肅藩庫交納、所需匯費銀兩、照案在於釐金項下支給、作正報銷、等情。

とある例などを挙げることができる。右は、四川省が捐輸や津貼税等の収入による庫平銀一六万兩の内、雲南省への銅本銀五万兩を差し引いた銀一一万兩を、山西資本の協同慶票号等によつて為替送金を行い、甘肅藩庫へ納付させていたことを伝えている。

次に外債償還についてであるが、各種外債の償還に際し、各省関は毎年戸部より指定された時期に、それぞれの分担額を上海江海關道へ送金し、上海道台はそれを各国銀行に償還することとなつていた。この外債償還のための送金においても、票号による為替送金が利用されていた。福建省に例を取ると、『宮中檔』第二四輯、光緒三二年一月二七日、福州將軍兼署閩浙總督崇善の奏摺における「又陳籌撥匯解新定償款片」には、

再准部咨、新定償款攤派福建省歲解銀八十萬兩、並欽奉諭旨、各該省前次指派之款、應即按月分勻、趕緊籌措、先期解交上海道轉付等因、欽此。業經按月籌解、至三十二年十一月第五年第十二期、分勻如數匯由上海道查收清楚先後奏咨在案。茲光緒三十二年十二月應解第六年第一期前項庫平紋銀六萬六千六百七十兩、除戶部議准將閩海關藥釐由稅務司逕撥匯解銀二萬兩外、實尚應解庫平紋銀四萬六千六百七十兩。現於司道局庫籌集如數、於本年十二月初一日交源豐潤、新泰厚、蔚泰厚、蔚長厚等號商領匯、定限十二月初十日以前、解交江海關道、查收彙付。至號商匯費銀一千五百八十六兩七錢八分、及藥釐撥抵銀兩應需匯費、仍請隨正支給。

とある。右には、福建省に対して銀八〇万兩が割り当てられていた新定償款（義和団事件後の辛丑条約による外債）の送金

に至る経過が述べられている。これによると、光緒三二年一二月第一期分の庫平紋銀六万六六七〇兩の内、閩海関の阿片税二万兩分は稅務司から送金したのを除き、残り四万六六七〇兩を司道局で集め、一二月一日に源豊潤、新泰厚、蔚泰厚、蔚長厚等の票号に受け渡し、一〇日期限で上海江海関道へ為替送金させたことが分かる。つまりここでも山西資本及び浙江資本の票号が、その為替送金によって重要な役割を果たしていたことが分かるのである。

2 清末の經濟狀況と為替送金

以上、各省関の浙江資本及び山西資本による京餉、協餉、外債償還の為替送金事例について取り上げた。次に、こうした各省関による浙江資本及び山西資本の票号を介した為替送金が、その主要な仕向地である北京及び上海の市場にもたらした影響について考察する。そのためには、まず票号による為替送金が行われるようになった経緯について述べる必要がある。

清代における商業為替は、道光年間に日昇昌票号が開設されて以降、全国的規模で行われるようになった。一方、現銀輸送が原則であつた官金の為替送金が行われるようになったのは、陳其田氏の研究によれば、同治年間以降のことである。従来、京餉の輸送に関しては次のような形式が定められていた。京餉銀は、足色紋銀を砒碼に照らして元宝に傾銷し、每個五十兩の価値に直す。関税、塩課、漕項及び雜項に限つてはそれを散碎した小錠を用いる。元宝と小錠には地名、年月等を刻み、布政使、解員の立ち会いの下で封印し、更に装鞘して兵員に護送させて輸送する、などというものである¹⁰。また、中国市場においては幣制の不統一のために多様な種類の銀両が流通しており、京餉を送金する際には各種銀両を紋銀に改鑄する必要があつた。各省関からの官金の送金に為替送金が採用されるようになった理由には、こうした現銀の輸送や改鑄の際の煩瑣な手続きを省き、遠方の各省関における輸送の困難や、治安の悪化がもたらす輸送上の危険を避けるということがあつた。

更に各省関からの官金の為替送金が行われるようになった根本的な理由として、清末の中国国内における現銀不足が挙げられる。現銀不足が発生した理由は、対外貿易における輸入超過、多額の外債・戦費賠償金の償還による国外への現銀の流

出、及び諸外国の金本位制への移行による國際的銀価の下落が生じたためである。この国内の恒常的現銀不足によって、制錢不足と悪貨の流通、物価上昇がもたらされ、流通貨幣である銀、錢の需給が共に逼迫する、「銀貴錢荒」現象が現れることとなった。結果的にこうした流通貨幣不足は、現銀の保有額を遙かに上回る約束手形の発行によって、市場の資金流通を行わざるを得ない状況をもたらした。清朝の政府財政は膨張してゆく一方で、地方の各省関は財源の確保に苦慮しており、更に現銀不足が重なったため、各省関が清朝中央政府から指定された送金額を現銀で輸送することは次第に困難になっていた。こうした状況下において着目されたのが票号を介しての為替送金である。為替送金によって京餉の送金を行う場合には、上海・天津では市場の銀両を集め、官銀炉で紋銀に改鑄して北京へと送るということを行った。¹⁾このように票号を介した為替送金を利用することで、各地域から大量の現銀を動かすことなく、仕向地の票号の保有する現銀を引き出すことで決済が可能となったのである。

しかし、こうした票号を介した為替送金の多用は、各省関からの京餉の仕向地である北京、及び外債償還の仕向地である上海等の現銀不足を招いた。この現銀不足については、「德宗景皇帝実録」巻四三八、光緒二十五年正月乙丑の上諭には、

諭軍機大臣等。現在京師錢價日昂、現銀亦短、以致市肆蕭條、商民俱困。推原其故、皆由銀錢日絀、不敷周轉使然。亟應認真設法、以圖補救。近來各省應解部庫各款、多由號商以銀票匯兌、京師現銀安得不日形虧短。嗣後著各省督撫、將應解部庫各款、一律籌解實銀、赴京交納、不得以款絀途遙、籍詞搪塞。其沿江沿海、及近畿各省督撫、於應解部庫各銀款內、並著搭解制錢一成、以資挹注、總期各省關源源報解。²⁾

とある。右は、北京における銀、錢の不足によって市場が逼迫しており、近來各省から部庫への各種の送金が銀票による為替送金で行われるために、ますます現銀が不足している、以後各省の督撫將軍から部庫への各種の送金は、一律現銀を調達して輸送し、京師へ赴いて納付させよ、といったことを述べている。

また、当時における最大の開港場であった上海の状況に関しては、一八九七年一月三〇日の『申報』の記事に、

夫銀根何由而驟緊哉？大抵皆因償費（即賠款）一款、一歲中不下千數百萬、每年數次分解、雖非皆由滬上籌解、然各省所解皆以上海為綫匯之處、所出現款如此之多、則銀根不緊而自緊矣。銀根一緊、即拆息自大。雖不無現銀存積、然皆系洋商銀行之銀。各錢庄向之拆借數約七、八百萬、習以為常、轉輾拆息、非但居奇、而且皆歸外溢。³⁾

とある。右は、各省からの賠償金償還のための送金は年間に千数百万両を下らず、それらが上海に集中するため、現銀の保有量が低下して市場は緊張し、金利が上昇している、上海の現銀は、外国銀行がほとんどを保有し、各錢莊はこれに対して七、八百万両の短期貸付を受け、それが常態となっており、現銀は投機目的で蓄蔵されるか、国外へ流出してしまっている、といったことを述べている。

各省関にとつては、清朝中央政府に指定された額面を当該地域の票号に対して納入すれば、為替送金の仕向地の票号の現銀が引き出されることとなり、地域外への現銀の流出を抑制することが出来る。仕向地の票号が現銀の引き出しを要求された場合、錢莊等に貸し付けた資金を回収するために、結果として市場から大量の現銀を引き上げ、市場は緊張せざるを得ない。しかし、為替送金が行われる度に必ずしも現銀の引き出しが行われたのではなく、例えば上海における外国銀行への外債償還の場合には、官銀号等が発行する銀票によつて代替していた。²⁴

こうした官銀号の発行する銀票や、錢莊の発行する莊票、更に外国銀行が錢莊に対する短期貸付のために発行する拆票等の約束手形が各地域市場においては大量に流通しており、清朝政府は約束手形の発行に制限を設けようと試みた。上海ゴム株恐慌の前年、宣統元年六月七日の度支部尚書載澤等による奏摺「擬定通用銀錢票暫行章程」に、

近來行號林立、票紙日多、官視爲籌款之方、商倚爲謀利之具。倘不設法限制、將官款收放、幾無現銀、市面出入、惟餘空紙。物價騰貴、民生困窮、其危害何堪設想。上年十二月、臣部具奏委議清理財政辦法摺內、令各省督撫將現設官銀錢號、現在發出紙票若干、準備金若干、限六個月詳細列表送部等因。奉旨允准欽遵施行在案。又於上月由臣部通咨各省、嗣後官商銀錢行號發行票紙未發者不准增發、已發者逐漸收回等因、亦在案。臣等一再籌商、當清釐積弊之初、必當有較若畫一之法。謹擬訂暫行章程二十條、其間如分別種類、責成担保、限制數目、嚴定準備、隨時抽查、限期收回、使銀錢號專力於存放匯兌之正業、所以保信用固銀根、亦預爲劃一幣制之地。²⁵

とあるように、現銀不足が官商銀号の紙票濫発をもたらしており、その弊害を除くため、担保や発行量等を規定した二〇条からなる章程を制定することが提案されている。しかし、清朝政府によるこうした再三の規制も十分な効果を上げ得ず、大規模な金融恐慌の発生の素地が形成されることとなった。

二 源豊潤票号による為替送金

1 源豊潤票号とその資本展開

山西資本の票号は為替送金を主要業務として各省関の官金の為替送金を行っていたが、光緒末年においては、戸部銀行、交通銀行等の国家銀行、各省の官銀号等が相継いで成立し、山西資本の票号の勢力は浸食されつつあった。¹⁶⁾ また、その取引相手や業務の対象は異なるとは言え、外国銀行や錢莊との競争も行わざるを得ず、更に、非山西資本の票号も勢力を伸ばしていた。非山西資本の票号としては、安徽省合肥出身で李鴻章の一族である李經羲の経営する義善源、雲南商人李湛陽の開設した天順祥などが挙げられる。以下考察していく浙江資本の源豊潤票号は、そうした非山西資本の票号の中の一つである。¹⁷⁾

源豊潤票号は浙江省慈溪県出身の商人、嚴信厚（一八二八〜一九〇六）によって光緒初年に創設された。嚴信厚の経歴は、沈雨梧氏の「嚴信厚与通久源紡紗織布局」と題する論考に詳しい。それによると嚴信厚は同治年間に李鴻章の幕下に入り、督銷長蘆塩務、河南官運事、天津塩務幫弁等の役職を経て、光緒一二年以降、塩店、貴金屬店、紡績・織物業、金融業など、多様な業種の経営・出資に関わるようになった。更にその晩年においては、中国通商銀行総董事、上海商務總會総理等の要職を歴任しており、上海の経済界において重要な地位を占める人物であった。¹⁸⁾

源豊潤票号は上海に本店を置き、北京、天津をはじめ、中国各地の主要な市場に一七の支店を設けた。¹⁹⁾ また、その資本傘下の銀号、錢莊等も上海を始めとして各地に置かれており、特に銀号は清朝各政府機関に対しても預金・貸付業務等を行っていた。その代表的なものとしては、北京の新泰銀号、漢口江漢関の官銀号であった協成官銀号、上海江海関の官銀号であった源通銀号が挙げられる。²⁰⁾ これらは、浙江資本の源豊潤票号が、当時の主要な市場に対して大きな影響力を持っていたことを窺わせるものであるが、次に、この源豊潤票号の資本傘下の銀号のうち、特に官銀号の当該海関における役割を、源通銀号を例にとりて見てみよう。

さて、上海は南北市に分けられるが、北市は源通、南市は豊裕がそれぞれの官銀号として営業を行っていた。この北市の官銀号である源通は嚴信厚の開設したものであり、洋関税及び輪船税餉等の官金を収めていた。当時の上海の洋関は江海関

であり、上海道台の管轄下にあつた。源通銀号が上海江海関の官銀号を務めたということは、上海道台の信任を受け、洋関税収入の運営権を掌握していたことを意味する。この官銀号による洋関税等の官金の取扱いは、江海関の場合には次のような手続きで行われていた。洋関においては税務司が船舶に対する輸出入税の納付額を決定し、納税者に徴税令書を発給する。納税者は、税関監督が指定した官銀号に対して、現銀を納付する。洋関は毎日徴収した税銀を送付し、官銀号はその額を報単で道台衙門に報告する。この関税収入は一月で約一五〇万両にのぼり、その支出の際には道台が命令書を下し、銀票を發行して用いる。支出の対象は、例えば機器局等の江南一帯の公的費用や、各国への賠償金支払い、江蘇省への分担金等である。官銀号から銭莊への資金貸与は、二日期限の短期融資で信用貸付として行われる。税関への納税者は、銭莊を通じて官銀号に莊票を納付できる。その場合は、官銀号が銭莊から税額を取り立てることとなる。²⁾

以上のように、浙江資本の源豊潤票号の資本傘下にあつた官銀号は、海関行政において重要な役割を果たしていた。また、資本傘下の官銀号が関税収入の運営権を掌握していたことによって、源豊潤票号は多額の官金の為替送金に必要とされる資金を創出し、信用を確立していったのである。

2 源豊潤票号による官金の為替送金

次に、源豊潤票号による官金の為替送金が、実際にどの程度の規模で行われていたのかを、『宮中檔』及び『硃批奏摺』に見られる各種為替送金に関する奏摺から検討して行く。次に掲げた表は、『宮中檔』及び『硃批奏摺』に集録された福建省閩海関の奏摺を元に作成したものである。ここでは光緒二五年から光緒三四年にかけての一〇年間における閩海関の京餉、協餉、外債償還の内、京餉の為替送金事例について取り上げ、更に閩海関の各種京餉の中から、原定京餉及び補解京餉、軍餉経費である籌備餉需及び補解籌備餉需の為替送金事例を取り出している。

閩海関における京餉、籌備餉需の為替送金を取り上げた理由は以下の通りである。まず、閩海関が各省関の中でも比較的早期から票号による官金の為替送金を行っており、また為替送金を利用する頻度も高かったことである。この点に関して、張国輝氏は『晚清錢庄和票号研究』において『清代鈔档』に記載された上奏を引用し、閩海関からの京餉の為替送金が、既

に咸豊一一年（一八六一）には行われていたことを明らかにしている。²²これは、太平天国の乱により京餉等の輸送が困難になったため、清朝政府が同治元年（一八六二）において、各省督撫に対して為替送金を許可する以前のことであり、閩海関における京餉の為替送金は、少なくとも咸豊末年には行われるようになったことが分かる。²³また張国輝氏は、京餉を送金する際に、票号の為替送金を利用する頻度の比較的高かった省関として、広東省、福建省、浙江省、四川省、粵海関、閩海関等を挙げている。張国輝氏はその理由として、これらの省関はしばしば財政収入不足に陥っていたため、票号から資金を補填することで京餉の為替送金を行わざるを得なかったこと、更に福建省及び閩海関等においては、市場に外国銀貨が流通しており、京餉の送金に必要とされる紋銀が不足していたこと等を指摘している。²⁴

また、光緒二五年から光緒三四年までの一〇年間を取り上げた理由は、この期間において票号による官金の為替送金が最も多く利用されていたと考えられるためである。陳其田氏は『山西票莊考略』において、『論摺彙存』及び『華制存考』により、光緒一七年から宣統三年にかけての票号を介した官金の為替送金の統計を行っている。それによれば、票号による官金の為替送金が増加したのは、義和団事件後の光緒二八年（一九〇二）であり、前年の二七六万七七一両から二〇四万八三六六両へと約七倍の増加を見せている。²⁵また、張国輝氏は、光緒二六年（一九〇〇）から宣統三年（一九一）にかけてを、票号が大規模な発展を遂げ、かつ衰退した時期としており、特にその発展の要因として、票号が光緒二八年以降の年間約四千万両に上る外債償還の為替送金に携わっていたことを指摘している。²⁶このように、両氏の見解は票号による官金の為替送金が増加した時期を光緒二八年とすることで一致している。こうした両氏の見解に筆者も賛同するものである。従って、光緒二八年を含む期間として、光緒二五年から光緒三四年にかけての一〇年間の官金の為替送金事例を取り上げることが、閩海関における浙江資本の源豊潤票号及び山西資本の各票号等を介した官金の為替送金の推移を考察する上で妥当であるといえよう。

また、以下では紙幅の都合上、原定京餉及び籌備餉需の為替送金のみの事例を取り上げた。戸部によって指定された閩海関の原定京餉及び籌備餉需の送金額（派定額）は、それぞれ京餉銀二十一万両、籌備餉需銀十二万両である。また、表の各項目は、各奏摺に記載されている京餉、籌備餉需の送金額、為替送金を行った金融機関、送金の仕向先である。

光緒二十五年

	奏摺の日付	項目	金額	金融機関	仕向先
1	4.5	京餉	銀 50,000 両	u,g	戸部
2	5.4	京餉	銀 55,000 両	u,g	戸部
3	8.24	京餉	銀 20,000 両	u,g	戸部
4	9.28	京餉	銀 30,000 両	u,g	戸部
5	10.16	京餉	銀 20,000 両	u,g	戸部
6	11.3	京餉	銀 20,000 両	u,g	戸部
7	11.18	京餉	銀 15,000 両	u,g	戸部
8	5.4	籌備餉需	銀 30,000 両	u,g	戸部
9	9.28	籌備餉需	銀 30,000 両	u,g	戸部

光緒二十六年

1	11.4	京餉	銀 52,500 両	c	漢口(轉運局)→陝西行在戸部
---	------	----	------------	---	----------------

光緒二十七年

1	4.10	京餉	銀 50,000 両	g,u,s	漢口(轉運局)→陝西行在戸部
2	6.17	京餉	銀 60,000 両	u,s,g	江海關道→京師
3	8.7	京餉	銀 10,000 両	s	江海關道→京師
4	10.8	京餉	銀 50,000 両	u,s,g	江海關道→戸部
5	4.10	補解籌備餉需 (26 年分)	銀 60,000 両	g,u,s	江海關道→京師

光緒二十八年

1	1.8	京餉	銀 50,000 両	u,s	戸部
2	5.25	京餉	銀 55,000 両	g,s,uc	戸部
3	7.24	京餉	銀 55,000 両	g,uc,s,u	戸部
4	9.25	京餉	銀 50,000 両	u,uc	戸部
5	5.25	籌備餉需	銀 60,000 両	g,s	戸部
6	10.28	籌備餉需	銀 60,000 両	uc,u,g	戸部

光緒二十九年

1	5.6	京餉	銀 50,000 両	g,s	戸部
2	閏 5.7	京餉	銀 55,000 両	g,s,u	戸部
3	9.16	京餉	銀 50,000 両	u,uc,g,s	戸部
4	10.17	京餉	銀 55,000 両	g,s	戸部
5	閏 5.7	籌備餉需	銀 60,000 両	g,s,u,uc	戸部
6	9.16	籌備餉需	銀 30,000 両	g,s	戸部
7	10.17	籌備餉需	銀 30,000 両	g,s	戸部

閩海關為替送金表 (光緒二十五年〜光緒三十四年、京餉・籌備餉需)²⁷⁾
 蔚泰厚 ↓ u 蔚長厚 ↓ uc 新泰厚 ↓ s (以上、山西資本の票号)
 源豊潤 ↓ g (浙江資本の票号)
 中国通商銀行 ↓ c (光緒二十三年設立)
 大清銀行 ↓ d (光緒三十四年、戸部銀行より改組)

光緒三十年

1	4.26	京餉	銀 50,000 両	g	戸部
2	8.19	京餉	銀 55,000 両	g	戸部
3	10.26	京餉	銀 50,000 両	g	戸部
4	12.17	京餉	銀 25,000 両	g	戸部
5	5.25	籌備餉需	銀 60,000 両	g	戸部
6	10.26	籌備餉需	銀 15,000 両	g	戸部
7	12.17	籌備餉需	銀 15,000 両	g	戸部

光緒三十一年

1	6.22	京餉	銀 30,000 両	g	戸部
2	11.15	京餉	銀 45,000 両	g	戸部
3	6.22	籌備餉需	銀 15,000 両	g	戸部
4	11.15	籌備餉需	銀 20,000 両	g	戸部

光緒三十二年

1	閏 4.4	京餉	銀 30,000 両	g	戸部
2	5.19	京餉	銀 25,000 両	g	戸部
3	8.7	京餉	銀 50,000 両	g	戸部
4	9.25	京餉	銀 20,000 両	g	戸部
5	11.20	京餉	銀 55,000 両	g	度支部
6	6.22	補解京餉 (31 年分)	銀 45,000 両	g	戸部
7	閏 4.4	籌備餉需	銀 20,000 両	g	戸部
8	8.7	籌備餉需	銀 40,000 両	g	戸部
9	9.25	籌備餉需	銀 20,000 両	g	戸部
10	11.20	籌備餉需	銀 30,000 両	g	度支部
11	6.22	補解籌備餉需 (31 年分)	銀 35,000 両	g	戸部

光緒三十三年

1	4.20	京餉	銀 40,000 両	g	度支部
2	11.15	京餉	銀 20,000 両	g,s,uc,u	度支部
3	4.20	籌備餉需	銀 20,000 両	g	度支部

光緒三十四年

1	11.27	補解京餉	銀 23,768 両 9 錢 7 分	d,g,s,u,uc	度支部
---	-------	------	-----------------------	------------	-----

この表から、閩海関の京餉、籌備餉需の為替送金において、源豊潤票号による為替送金が重要な位置を占めていたことが見て取れる。各年度毎の特徴を見てゆくと、光緒二五年においては、蔚泰厚（u）及び源豊潤（g）の二つの票号により、京餉銀二一萬兩、籌備餉需銀六萬兩の為替送金が行われている。光緒二六年においては、中国通商銀行（c）が漢口転運局に向けて京餉銀五万二五〇〇兩の為替送金を行っている。これは義和団事件における連合軍の北京占領に伴って、西太后、光緒帝が西安へ退避し、京餉の一部の送金先が陝西行在戸部へと変更されたことによる。同様の理由により、光緒二七年四月一〇日の奏摺においても、京餉銀五万兩の仕向先は漢口転運局とされている。光緒二七年のそれ以外の奏摺においては、江海関道を経由し、北京戸部衙門への送金が行われている。また、光緒二七年においては、蔚泰厚（u）、新泰厚（s）、源豊潤（g）の三つの票号により、京餉銀一七萬兩、籌備餉需銀六萬兩の為替送金が行われている。光緒二八、二九年においては、蔚泰厚（u）、蔚長厚（uc）、新泰厚（s）、源豊潤（g）の四つの票号が関与し、光緒三四年には大清銀行（d）がこれに加わっているが、光緒三〇年から三二年までは、源豊潤票号の取り扱いのみが見られる。送金額については、光緒三〇年は京餉銀一八萬兩、籌備餉需銀九萬兩、光緒三一年は京餉銀七万五千兩、籌備餉需銀三万五千兩、光緒三二年は京餉銀二万五千兩、籌備餉需銀一四万五千兩という推移をたどっている。特に光緒三二年においては京餉及び籌備餉需の合計は三七萬兩にのぼり、三一年分の補解京餉・籌備餉需の名目でなされた送金を控除しても、派定額の送金の大半は源豊潤票号の為替送金によって行われていたことが分かる。また、表に掲載されていない京餉や籌備餉需以外の送金項目、甘肅省へ向けての協餉や上海江海関へ向けての外債償還の送金等に関しても、光緒三〇年から三三年まで、その多くは源豊潤票号による為替送金が利用されていた。²⁸

以上、閩海関の為替送金事例を取り上げ、その官金の為替送金において浙江資本の源豊潤票号による為替送金が重要な位置を占めていたことを明らかにした。閩海関等の各省関において源豊潤票号による為替送金が多く利用されることとなった一つの要因として、源豊潤票号は資本額において山西資本の各票号を上回っていたことを指摘できる。源豊潤票号の設立資本は一〇〇萬兩とされており、閩海関の官金の為替送金を行っていた山西資本の蔚泰厚、蔚長厚、新泰厚票号の設立資本は五〇〇六〇萬兩とされていることから、その資本の大きさが窺える。²⁹但し、票号は自己の資本額を上回る為替の取り組みを行うのが常態であった。また、第一節で述べたように、山西資本の票号は、大谷幫、祁幫、平遙幫という三つの同郷ギルド

を構成しており、蔚泰厚、蔚長厚、新泰厚票号はいずれも平遙幫に属することから、相互の資金調達を行っていたことが推定できる。従つて、浙江資本の源豊潤票号が単独で山西資本の各票号に対抗し得た要因を、票号の設立資本の規模のみに求めることはできない。しかし、前節で述べたように、源豊潤票号の資本主である嚴信厚は清朝政府官僚とのつながりを持ち、上海経済界において重要な地位を占める人物であり、各種産業の経営・出資に携わっていた。更に、源豊潤票号は、その資本傘下に多数の銀号や錢莊を持ち、特に官銀号は海関の官金運営権を掌握していた。これらの諸条件が源豊潤票号の信用を高めると共に、各省関からの多額の官金の為替送金に必要とされる資金を創出したと考えられるであろう。

三 上海ゴム株恐慌と源豊潤票号の倒産

清末の上海の恐慌に関しては、大橋知左子氏、濱下武志氏等の先行研究があり、一八六六年から一九一一年の四六年間に、凡そ八度の金融恐慌が発生したことが明らかにされている。即ち、一八六六年〜一八六七年の綿花投機と株式会社・銀行設立ブームの終息による恐慌、一八七一年〜一八七三年の、銀行の短期貸付を背景に錢莊が莊票を大量発行し、流通貨幣不足に陥つて発生した恐慌、一八七八年〜一八七九年の上海市場における現銀の恒常的不足傾向の結果もたらされた恐慌、一八八三年〜一八八四年の生糸投機失敗及び清仏戦争等の影響によつて発生した恐慌、一八九七年の貼票の支払い準備不足による恐慌、一九〇〇年の義和団事件による恐慌、一九一〇年の資本家陳逸卿のゴム株への投機失敗に端を発した恐慌（上海ゴム株恐慌）、一九一一年の辛亥革命における恐慌である。³⁰

中でも上海ゴム株恐慌は上海における空前の金融恐慌とされ、多くの商店、金融機関が連動して倒産し、その被害は国内の主要な地域市場に波及した。この上海ゴム株恐慌によつて、前節で考察した、浙江資本の源豊潤票号が倒産した。これは一般の商人に対して融資を行う錢莊等と比較して、豊富な資金力と信用を有する票号の倒産としては初めての事例であり、このことが各地域市場及び清朝各政府機関に及ぼした影響は甚大なものがあつた。

1 上海ゴム株恐慌の推移

上海ゴム株恐慌の直接の原因は、上海の資本家陳逸卿がゴム株への投機に失敗した事に求められる。陳逸卿は、慶餘洋貨号の経営者で、新旗昌洋行の買弁を務めていた人物である。彼は自己の資金及び正元、謙餘、兆康、会大、元豊、森源、晋大の七錢莊の資金、更に匯豐銀行、麥加利銀行等の外国銀行からチョップ・ローン（短期貸付）を借り出して、当時ゴム需要の急増とゴムの供給不足を背景に高騰を続けていたゴム株や、石油株等に多額の資金を投資した。しかし、アメリカのゴム消費制限と価格騰貴による各国の使用手控えから需給関係は生産過剰に陥り、ゴム株は暴落した³¹⁾。

これによって、まず陳逸卿に対して資金貸与を行っていた正元、謙餘、兆康錢莊が、ついで会大、元豊、森源、晋大錢莊が取引を停止すると、各業者は一斉に取引銀行、錢莊に殺到し、莊票の兌換、預金の引き出しを求めたため、取り付け騒ぎが発生した。これらの錢莊の倒産による被害額は約五百万両に上ったとされる³²⁾。

上海道台は市場沈静化の為に、一九一〇年八月四日、九カ国からなる外国銀行団、即ち匯豐銀行、麥加利銀行、德華銀行、道勝銀行、正金銀行、東方匯理銀行、花旗銀行、荷蘭銀行、華比銀行から年利四分、一九一五年期限で三五〇万兩の借款を行った。この借款は、まず各銀行の所持する正元、謙餘、兆康錢莊の莊票に対する支払いに充てられることとなり、各銀行は三五〇万兩の内、手元にある約一四〇万兩の莊票を九割で現金に引き替え、残りの二二〇万兩を上海道台へ交付した。上海道台はこれを大清銀行、交通銀行、裕寧官錢局、豊裕官銀号等に利子八分で貸し出し、借款の利子との差額を整理資金に充てることとした。先の一四〇万兩から九割を引いた額、一四万兩に関しては、各銀行の出資額に応じて分配し、九割での引き替えを好まない銀行へは、四分利付公債を発行することとなった。しかし、上海道台は外国銀行及び外国商人への債務を優先させる一方で、中国商人に対しては債務返済を厳しく迫り、この措置によつては市場は回復に至らなかつた³³⁾。

2 源豊潤票号の倒産

正元、謙餘、兆康錢莊の倒産の影響を受け、源豊潤票号、及びその資本傘下の徳源、源吉錢莊、源通銀号等はいずれも経営危機に陥つた。これらの金融機関が倒産すれば、市場及び政府機関に与える影響が極めて深刻であることは十分に予想で

きた。

一九一〇年八月六日（宣統二年七月二日）、上海道台蔡乃煌は、軍機處、外務部、度支部、農工商部、兩江總督、江蘇巡撫に対して打電し、自己の裁量で救済措置を執つたことを報告した。その電文には、

自前月一六月一月中旬、上海正元、兆康、謙餘三庄倒閉后、市面空虚、岌岌不可終日、雖奉准奏暫借洋債勉為維持、而票号源豐潤、德源、源吉錢庄等相繼受擠、危急万分。源豐潤、源吉系嚴道義彬獨開、德源系嚴道及劉道安生股開、皆浙省著名巨富、倉卒來求、調查屬實、雖有貴重產業、一時無可抵用、倘不出而維持、必至牽連歇業。且嚴道承辦源通海關官銀号已歷五十余年、同在危迫之中。源豐潤亦有十二分号、影響及于各埠、不堪設想。職道何敢漠視、隨即囑其將地契、房據、塩票、股單共值三百萬兩、交道收存、由道代借三百萬兩、酌量応付華洋欠款。現計職道担保之款及所借洋債在七百萬兩以上、非不知仔肩甚重、然當時市情危急、間不容發、不及請示、故遂毅然担任。³⁴

とある。右は、源豐潤票号及び源吉錢庄は嚴信厚の子である道員嚴義彬が経営し、德源錢庄は嚴義彬と道員劉安生の合同出資によるもので、いづれも浙江の著名な資本家であり、かなりの資産を持つてはいるが、すぐに用途に充てることはできず、もし資金を放出せずに店を維持しようとしても、必ず連動して倒産し、源豐潤票号が支店を設けた各市場に影響が波及する事が予想される、そこで即時、その所有する土地家屋の権利書、塩票（塩の販売証）、股單（合同出資における証券）等、計三〇〇万兩を上海道台が収め、上海道台から三〇〇万兩を立て替えて債務の補償に充てた、上海道台が負担した担保金と借用した外債は合計七〇〇万兩にのぼつたが、当時の上海市場は急を要する事態であり、自己の裁量でこの処理を行った、といったことを述べている。

こうした上海道台蔡乃煌の措置によつては市場は回復するに至らず、更に外国銀行からの三五〇万兩の借款及びその運用に対する責任を追及され、蔡乃煌は罷免されるといふ事態が生じた。³⁵そして一九一〇年十月八日（宣統二年九月六日）、源豐潤票号、及び德源、源吉錢庄は倒産した。その公私の負債は二千万兩に及び、広州粵海關の預金六〇〇万兩を始め、漢口で四〇〇万兩、上海江海關で三五〇万兩、更に各地において数十万兩の損害を与えた。³⁶源豐潤票号及びその資本傘下の銀号、錢庄の倒産は、それと資金關係を持つ各地の金融機關を倒産させると共に、清朝各政府機關に甚大な被害を与えたのである。³⁷

3 恐慌対策

こうした状況に対して、上海商会や清朝政府による市場の沈静化が図られた。上海商会の軍機処、度支部、農工商部、両江総督、江蘇巡撫に対する上奏には、

滬市日來莊匯不通、竟如罷市。上海工廠數十家、工人二三十萬人、一經停工、於商業治安、均有關係。事機危迫、應請代奏、勅下大清交通兩銀行、迅速籌款五百萬兩、交由商會散放、以挽危局。³⁸

とある。右は、上海では為替が流通せず、取引停止に陥った様な状況となった、上海には数十の工廠があり、その工人二、三十万人は、一たび工廠が停止すると商業や治安に影響を及ぼす、事態は切迫しており、代理上奏して大清銀行、交通銀行に勅を下し、急いで五〇〇万兩を調達し、それを商会より放出してこの危機的状況を救済したい、といったことを述べている。

これを受けて勅命が下され、両江総督張人駿は匯豊銀行からの借款二〇〇万兩の導入を決定し、一方で度支部に大清銀行から銀一〇〇万兩を上海へ輸送させた。この匯豊銀行からの借款二百万兩の契約は、一九一一年一月一七日（宣統二年一月一七日）において上海商会との間で締結された。先の借款三五〇万兩においては、上海道台と九カ国銀行団との間で契約が交わされ、借款を政府系金融機関へ貸し付ける一方で中国商人等の債務者に対しては嚴重な取立てを行ったために、市場の沈静化に効果がみられず、また契約条文的の解釈の相違などによって外国銀行との間に軋轢を生ずる結果となった。こうした経緯をふまえ、今回の借款においては上海商会が債務者と匯豊銀行を仲介し、匯豊銀行が債務者の資産を評価した上で、それを担保として貸与額を決定するという市場救済措置がとられた。³⁹

4 源豊潤票号倒産後の債務処理

『国風報』一一二六「中国最近市面恐慌之原因」は、中国全土に影響を与えたこの大規模な恐慌の発生の原因について、第一に企業資本の欠乏、第二に企業の投機的 성격、第三に銀価変動、第四に銀行制度の未整備、第五に幣制の未整備、第六

に大清銀行の信用の未確立、第七に地方官吏の不正を挙げている。その銀行の未整備についての第四項に、

我國銀號錢莊所發之莊票、其性質與各國銀行業所謂期票匯票支票者皆有異、實則一種之兌換券也。凡發兌換券、必須有準備金或有確實之有價證券、以爲保障。今我國之銀號錢莊一切無之任意濫發、此種制度雖謂國家導民以爲惡可耳。故每遇錢莊等有變故、其禍之烈乃過於他國也。⁽⁴⁰⁾

とあり、銀号や錢莊による約束手形の濫発がもたらした被害の大きさを指摘している。源豊潤票号は銀票を発行していなかったが、資本傘下の銀号や錢莊においては、約束手形の発行や取引が盛んに行われていた。

天津において、源豊潤票号及びその資本傘下の新泰銀号の各支店は、上海本店の倒産後、天津商会へ保護と債務の整理を要請しており、それぞれの債権・債務について、

查源豊潤欠外銀九万五千兩、欠内各款産業足抵、新泰欠外銀錢約三十万兩、銀貼存二万一千六百余兩、欠外洋錢約五万四千元、洋錢票存三万六千余元。欠内銀錢約四十万兩、欠内洋錢約八万元、実存銀三千五百兩、洋錢七千元、錢一千五百兩。又保定新泰欠外銀并銀票鈔票約五、七万兩。北京新泰欠外銀并銀票鈔票約十万兩。⁽⁴¹⁾

と述べている。右によると、源豊潤票号においては約束手形の取扱いが見られず、債務は債権及びその資産によつて相殺することが可能である。しかし、新泰銀号は天津、保定、北京の各店で、銀票・銷票・洋錢票等からなる数万兩単位の約束手形を取り扱っていたことが分かる。これらの約束手形については商會が引き替えを請け負い、債務処理を一括して行うこととなつた。⁽⁴²⁾

また、源豊潤票号及び新泰銀号の債務処理において、その資産の抵当権が上海、天津、北京各店のいずれに属するかについて紛糾する事態が生じた。このため、両江總督張人駿の命により、上海の商情に詳しく、源豊潤票号の設立者である嚴信厚とも交流のあつた四川東道台任錫汾が整理に当たることとなつた。⁽⁴³⁾しかし、源豊潤票号の倒産は、各地域市場及び清朝政府機関に及ぼした影響の点からみても、従来の恐慌とはその規模や質の点でそれらを大きく上回るものであり、適切な債務処理過程を経て市場の健全性を回復することができなかった。宣統三年一月一日の直隸總督陳夔龍の札飭に、

據前四川東道任道錫汾呈稱、竊照職任清理源豊潤号帳務、所有滬閩押款産業、前經兩院奏明分咨各省保存備抵、會委大員分往廣東、浙江、河南、直隸等省照單查估保存存案。旋因時局變遷、滬閩已將押款件據契券移交駐滬各國領事暫為

収掌、大局妥定統行清理¹⁴⁾。

とあるように、最終的には源豊潤票号の資産や証券等は上海駐在各国領事に委託され、債務処理が行われることとなった。更に、源豊潤票号の倒産によって、それが請け負っていた各省関からの為替送金も停止を余儀なくされた。「宣統政紀」卷四六、宣統二年一二月戊寅の上諭には、

又諭。增韞電奏、浙省海關所有應解洋款、交由源豊潤。於上海道蔡乃煌任内、批解到滬、乃該革道不掣給印批、直至該號倒閉後、將空批退回。應責令該革道清繳、以及該號所虧、不止浙江一省、擬各變各產、各清各帳等語。著增韞咨商張人駿妥籌辦理¹⁵⁾。

とある。右は、浙江省の海関における外債償還のための送金は源豊潤票号を介して行っていた、上海道台蔡乃煌の任期中において批文(送金の際に用いられる文書)と共に上海へ送金しており、該革道(罷免された道台蔡乃煌を指す)は印批(受領印を押した文書)を返送していた、しかし、源豊潤票号の倒産後には(既に送金した分に関して)、空批(受領印のない文書)を返送してきており、まさに該革道を責令して賠償させるべきである、また源豊潤票号の欠損は浙江一省に止まらず、資産をもって賠償させ、それぞれ清算させるべきである、と述べている。

以上、ゴム株恐慌による、浙江資本の源豊潤票号及びその資本傘下の金融機関の倒産と、清朝政府による恐慌対策、源豊潤票号の債務処理に関して述べた。源豊潤票号倒産の翌年である宣統三年、辛亥革命によって清朝政府は倒され、それに伴って発生した大規模な恐慌により痛手を受けた山西資本の票号もその多くが倒産するに至る。

おわりに

以上、本稿では、従来の研究が明らかにしてこなかった、清末における浙江資本の源豊潤票号を介しての京餉・協餉・外債償還に伴う為替送金について明らかにした。また、従来の研究が取り上げていない、福建省閩海関の官金の為替送金において源豊潤票号が山西資本の各票号を上回る重要な位置を占めていたことについても明らかにした。

この様に山西資本の各票号と共に浙江資本の源豊潤票号は、清朝財政システムの重要な一端を担っていた。しかし、各省

関が票号を介した為替送金を多く利用することで、北京や上海などの為替送金の仕向地では現銀不足が進行していた。源豊潤票号の資本傘下の銀号や錢莊は市場の資金流通を補うため、その信用を背景に、実際の現銀保有量を越える約束手形を発行した。一九一〇年、上海ゴム株恐慌が発生すると、まず小資本の錢莊が倒産し、その影響によって各地域市場に多数の支店や資本傘下の銀号、錢莊を持つ源豊潤票号が倒産した。これによって各地域市場における資金流通の代替手段として発行された大量の約束手形が不渡りに陥り、各省関財政に深刻な被害を及ぼすと共に、その官金の送金を遅滞させるに至ったのである。

このことは、票号・銀号・錢莊等によって構成される従来の金融システム及び、票号の為替送金によって中央と地方の各省関を相互に結びつけていた清朝政府の財政システムの破綻を意味していた。金融機関としての票号は、各地域市場における経済的不均衡、幣制の不統一を調整、結合させる役割をも果たしていたが、これに代替すべき、国家銀行を中心とした近代的財政・金融制度は、未だその端緒に就いたばかりであり、十分な機能と信用を得るに至ってはいなかった。この課題への全面的対処が企てられるのは、一九三五年における南京国民政府による幣制改革の時期を待たねばならなかつた。^{(補註)1(2)}

註

(1) 陳其田『山西票莊考略』大東圖書公司 一九七八、張國輝『晚清錢莊和票号研究』中華書局 一九八九、張正明『晋商興衰史』山西古籍出版社 一九九五、参照。

(2) 大橋知左子「清末の錢莊について——上海の錢莊に関する一考察——」『史窓』三三一 一九七四、濱下武志「十九世紀後半、中国における外国銀行の金融市場支配の歴史的特質——上海における金融恐慌との関連において——」『社会経済史学』四〇—三 一九七四、参照。

(3) 菊池貴晴「清末の経済恐慌と辛亥革命への傾斜」『中国民族運動の基本構造——対外ボイコットの研究——』大安 一九六六 四九〇—四九七頁 蕭文媚「清末上海における事業投資とその資金調達——ゴム株式恐慌(一九一〇年)に至る過程を中心に——」『社会経済史学』六三—五 一九九八、参照。

(4) 臨時台湾旧慣調査会第一部報告『清国行政法』第六卷 大安 一九六六 三二六—三三七頁、参照。

(5) 光緒二十七年七月一日、兩廣總督陶模「附陳滙解奉提京餉銀數片」国立故宫博物院故宫文献編輯委員會編『宮中檔光緒朝奏摺』第一四輯 国立故宫

清末の源豊潤票号による為替送金について(佐藤)

博物院 一九七四 二七〇頁。

(6) 光緒三十二年九月二日福州將軍兼管閩海關稅崇善「附陳勉籌帶解舊欠甘餉片」前掲『宮中檔』第三輯 一九七五 六二五〜六二六頁。

(7) 光緒二十九年五月二十八日護四川總督布政使陳瑞「又陳匯解三批協甘新餉片」前掲『宮中檔』第一七輯 一九七四 四四七〜四四八頁。本稿での引用部分の前文に、「再査、前准戸部咨開、光緒二十九年協甘新餉、指撥四川省九十八萬兩、令於二十八年十二月底解三成、二十九年四月底再解三成、餘限九月底掃數解清等因。准此當飭藩司、先後兩批籌解過銀三十六萬兩、均經奏明分咨在案。正籌解三批間、適准陝西撫臣來電、以戸部電撥、滇銅本銀五萬兩、由川代陳匯滇、一面由陝代川匯甘歸款、復經行司照詳。」とあり、四川省は甘肅省の辺境防衛費として九八萬兩の支出を要求され、光緒二十九年第一、二批で銀三十六萬兩を送金していた。その後、陝西巡撫からの電報により、陝西省が雲南省に送金していた銅本銀（銅政に要する經費）五萬兩を四川省が代替して雲南省へ送金し、一方で四川省に代わつて陝西省から甘肅省へ送金を行うよう、協餉の変更が行われた。このように、各省関が北京中央政府により協餉の送金額や送金先の変更を命じられた場合にも、内陸諸省の各地域市場に支店を展開する票号の資金流通網を利用して為替送金を行えば、陸上輸送による送金と比較してはるかに容易であつたことが考えられる。

(8) 光緒三十三年一月二七日 福州將軍兼署閩浙總督崇善「又陳籌撥滙解新定償款片」前掲『宮中檔』第二四輯 一九七五 一三頁。

(9) 前掲『山西票莊考略』一三六頁、参照。

(10) 前掲『清国行政法』第六卷 三四四〜三四九頁、参照。

(11) 根岸佶編『清国商業綜覽』第四卷 九善 一九〇七年 四〇八〜四一〇頁、参照。

(12) 「德宗景皇帝実録」卷四三八 光緒二十五年正月乙丑条 『清実録』第五七冊 中華書局 一九八七 七五八頁。

(13) 『申報』一八九七年一月三〇日 中国人民銀行上海市分行編『上海錢莊史料』上海人民出版社 一九六〇所収 六〇頁。

(14) 濱下武志『中国近代経済史研究』汲古書院 一九八九 一五四〜一七〇頁、参照。

(15) 「度支部尚書載澤等摺―擬定通用銀錢票暫行章程、宣統元年六月初七日」 中国人民銀行総行參事室金融史料組編『中国近代貨幣史資料』第一輯

下冊 一九六四 一〇七五〜一〇七七頁。

(16) 前掲『山西票莊考略』三八〜四四頁、参照。

(17) 前掲『山西票莊考略』七七〜七八頁、参照。

(18) 沈梧栢「嚴信厚与通久源紡紗織布局」寿充一等編『近代中国工商人物史』第二冊 中国文史出版社 一九九五 四三四〜四三八頁、参照。

(19) 「中国大事記」『東方雜誌』七一〇—一九一〇—二三〇頁。

(20) 前掲『清国商業綜覧』第四卷 一六八—一六九、二四六—二四七、四二七頁、参照。

(21) 前掲『清国行政法』第六卷 一五二頁、前掲『清国商業綜覧』第四卷 一六八—一六九頁、参照。

(22) 前掲『晚清錢庄和票号研究』 二〇二—二〇九頁、参照。

(23) 閩海關における源豊潤票号を介した官金の為替送金は、少なくとも光緒一三年には行われていた。光緒一三年六月初一日 署福州將軍兼管閩海關稅務古尼音布 中國第一歴史档案館編『光緒朝硃批奏摺』第八六輯 財政、經費（九年至十六年）中華書局 一九九六 二四三—二四四頁、参照。

(24) 前掲『晚清錢庄和票号研究』 八一—一〇二頁、参照。

(25) 前掲『山西票莊考略』 一三六—一四一頁、参照。

(26) 前掲『晚清錢庄和票号研究』 一七七—一八〇頁、参照。

(27) 閩海關為替送金表（光緒一五年—三四年、京餉・籌備餉需）
光緒一五年

1：四月初五日 閩浙總督兼署福州將軍許應駱 前掲『硃批奏摺』第八八輯 財政、經費（二十一年八月至二十五年九月）一九九六 八一〇—八一二頁。

2：五月初四日 閩浙總督兼署福州將軍許應駱 前掲『硃批奏摺』第八八輯 八二九—八三〇頁。

3：八月二日 閩浙總督兼署福州將軍許應駱 前掲『硃批奏摺』第八八輯 九〇六—九〇七頁。

4：九月二日 閩浙總督兼署福州將軍許應駱 前掲『硃批奏摺』第八八輯 九三七—九三八頁。

5：一〇月一六日 閩浙總督兼署福州將軍許應駱 前掲『硃批奏摺』第八九輯 財政、經費（二十五年十月至三十年二月）一九九六 三三四頁。

6：一月初三日 閩浙總督兼署福州將軍許應駱 前掲『硃批奏摺』第八九輯 二二—二三頁。

7：一月一八日 閩浙總督兼署福州將軍許應駱 前掲『硃批奏摺』第八九輯 三二—三三頁。

8：五月初四日 閩浙總督兼署福州將軍許應駱 前掲『硃批奏摺』第八八輯 八二九—八三〇頁。

9：九月二日 閩浙總督兼署福州將軍許應駱 前掲『硃批奏摺』第八八輯 九三八頁。

光緒一六年

清末の源豊潤票号による為替送金について（佐藤）

1…一月初四日 留任署理福州將軍湖北布政使善聯 前掲『硃批奏摺』第八九輯 二三六頁。
光緒二七年

1…四月初二日 福州將軍兼管閩海關稅務景星 前掲『硃批奏摺』第八九輯 三一八、三一九頁。

2…六月一七日 福州將軍兼管閩海關稅務景星 前掲『硃批奏摺』第八九輯 三六四頁。

3…八月初七日 福州將軍兼管閩海關稅務景星 前掲『硃批奏摺』第八九輯 三八八頁。

4…一〇月初八日 福州將軍兼管閩海關稅務景星 前掲『硃批奏摺』第八九輯 四一五、四一六頁。

5…四月初二日 福州將軍兼管閩海關稅務景星 前掲『硃批奏摺』第八九輯 三二〇頁。

光緒二八年

1…正月初八日 福州將軍兼管閩海關稅務景星 前掲『硃批奏摺』第八九輯 四六九、四七〇頁。

2…五月二五日 閩浙總督兼署福州將軍許應駁 前掲『硃批奏摺』第八九輯 五七七頁。

3…七月二四日 福州將軍兼管閩海關稅務崇善 前掲『硃批奏摺』第八九輯 六一四頁。

4…九月二五日 福州將軍兼管閩海關稅務崇善「奏陳本年京餉全數解清摺」前掲『宮中檔』第一六輯 一三四、一三五頁。

5…五月二五日 閩浙總督兼署福州將軍許應駁 前掲『硃批奏摺』第八九輯 五七八頁。

6…一〇月二八日 福州將軍兼管閩海關稅務崇善「奏報解清籌備餉需銀兩摺」前掲『宮中檔』第一六輯 二二四頁。

光緒二九年

1…五月初六日 福州將軍兼署閩浙總督崇善「奏陳籌解京餉赴部投納摺」前掲『宮中檔』第一七輯 二〇六頁。

2…閏五月初七日 福州將軍兼管閩海關稅務崇善「奏陳續解京餉赴部投納摺」前掲『宮中檔』第一七輯 四七九、四八〇頁。

3…九月一六日 福州將軍兼管閩海關稅務崇善「奏報續解京餉起程日期摺」前掲『宮中檔』第一八輯 一九七、四 三二五頁。

4…一〇月一七日 福州將軍兼管閩海關稅務崇善「奏報全數解清奉撥京餉摺」前掲『宮中檔』第一八輯 五一三、五一四頁。

5…閏五月初七日 福州將軍兼管閩海關稅務崇善「奏閩海關籌解籌備餉需摺」前掲『宮中檔』第一七輯 四八〇、四八一頁。

6…九月一六日 福州將軍兼管閩海關稅務崇善「奏陳籌解奉撥籌備餉需摺」前掲『宮中檔』第一八輯 三二八、三二九頁。

7…一〇月一七日 福州將軍兼管閩海關稅務崇善「奏籌解奉撥籌備餉需銀摺」前掲『宮中檔』第一八輯 五一六、五一七頁。

光緒三〇年

1…四月二六日 福州將軍兼管閩海關稅崇善「奏陳籌解三十年分京餉摺」 前掲『宮中檔』第一九輯 一九七四 四三七頁。

2…八月一九日 福州將軍兼管閩海關稅崇善「奏續解三十年分京餉銀摺」 前掲『宮中檔』第二〇輯 一九七五 六三〇、六四頁。

3…一〇月二六日 福州將軍兼管閩海關稅崇善「奏陳續解京餉赴部投納摺」 前掲『宮中檔』第二〇輯 三六八頁。

4…二月一七日 福州將軍兼管閩海關稅崇善「奏陳續解三十年京餉銀摺」 前掲『宮中檔』第二〇輯 七一〇、七一頁。

5…五月二五日 福州將軍兼管閩海關稅崇善「奏籌解奉撥籌備餉需銀摺」 前掲『宮中檔』第一九輯 五五八頁。

6…一〇月二六日 福州將軍兼管閩海關稅崇善「奏陳續解奉撥籌備餉需摺」 前掲『宮中檔』第二〇輯 三七〇、三七七頁。

7…二月一七日 福州將軍兼管閩海關稅崇善「奏陳續解奉撥籌備餉需摺」 前掲『宮中檔』第二〇輯 七一〇、七一頁。

一三頁。

光緒三二年

1…六月二日 福州將軍兼管閩海關稅崇善「奏陳籌解卅一年分京餉摺」 前掲『宮中檔』第二一輯 一九七五 六二二、六二三頁。

2…一月一五日 福州將軍兼管閩海關稅崇善「奏陳籌解卅一年分京餉摺」 前掲『宮中檔』第二二輯 一九七五 四三四、四三五頁。

3…六月二日 福州將軍兼管閩海關稅崇善「奏陳籌撥滙解籌備餉需摺」 前掲『宮中檔』第二二輯 六二一頁。

4…一月一五日 福州將軍兼管閩海關稅崇善「奏陳籌解籌備餉需銀兩摺」 前掲『宮中檔』第二二輯 四三五、四三六頁。

光緒三三年

1…閏四月初四日 福州將軍兼管閩海關稅崇善「奏陳籌撥滙解京餉銀兩摺」 前掲『宮中檔』第二三輯 一一三、一二四頁。

2…五月一九日 福州將軍兼管閩海關稅崇善「奏陳籌撥滙解京餉銀兩摺」 前掲『宮中檔』第二三輯 二九五頁。

3…八月初七日 福州將軍兼管閩海關稅崇善「奏陳籌解卅二年分京餉摺」 前掲『宮中檔』第二三輯 五三九、五四〇頁。

4…九月二五日 福州將軍兼管閩海關稅崇善「奏陳籌解卅二年分京餉摺」 前掲『宮中檔』第二三輯 六六〇、六六一頁。

5…一月二〇日 福州將軍兼管閩海關稅崇善「奏陳籌解卅二年分京餉摺」 前掲『宮中檔』第二三輯 八四八、八四九頁。

6…六月二日 福州將軍兼管閩海關稅崇善「奏陳補解卅一年分京餉摺」 前掲『宮中檔』第二三輯 四〇五頁。

7…閏四月初四日 福州將軍兼管閩海關稅崇善「奏陳籌撥滙解籌備餉需摺」 前掲『宮中檔』第二三輯 一二五、一二六頁。

清末の源豊潤票号による為替送金について(佐藤)

- 8…八月初七日 福州將軍兼管閩海關稅崇善「奏陳滙解奉撥籌備餉需摺」 前掲『宮中檔』第三卷 五三八〜五三九頁。
- 9…九月二十五日 福州將軍兼管閩海關稅崇善「奏陳籌撥滙解籌備餉需摺」 前掲『宮中檔』第三輯 六六一〜六六二頁。
- 10…十一月二〇日 福州將軍兼管閩海關稅崇善「奏陳籌撥滙解籌備餉需摺」 前掲『宮中檔』第三輯 八四九頁。
- 11…六月二日 福州將軍兼管閩海關稅崇善「奏陳補解奉撥籌備餉需摺」 前掲『宮中檔』第三輯 四〇五〜四〇六頁。
- 光緒三年
- 1…四月二〇日 福州將軍兼管海關稅崇善「奏陳籌撥滙解京餉銀兩摺」 前掲『宮中檔』第二四輯 四五五頁。
- 2…一月一日 閩浙總督兼管閩海關稅崇善 前掲『光緒朝硃批奏摺』第九〇輯 財政、經費（三十年三月至三十四年） 一九九六 七〇四頁。
- 3…四月二〇日 福州將軍兼管閩海關稅崇善「奏陳籌解籌備餉需銀兩摺」 前掲『宮中檔』第二四輯 四五四頁。
- 光緒三四年
- 1…一月二七日 閩浙總督兼管閩海關稅崇善 前掲『硃批奏摺』第九〇輯 九二二頁。
- (28) 光緒三〇年から三三年における閩海關の協餉に関しては、光緒三二年九月二日 福州將軍兼管閩海關稅崇善「附陳勸籌帶解舊欠甘餉片」(前掲『宮中檔』第三輯 六二五頁)、外債償還に関しては、光緒三〇年二月一六日 福州將軍兼管閩海關稅崇善「附洋藥厘解滙劃抵賠款片」(前掲『宮中檔』一九輯 一八一〜一八二頁)等参照。
- (29) 前掲『山西票莊考略』六九〜七八頁、参照。
- (30) 前掲 大橋知左子「清末の錢莊について——上海の錢莊に関する一考察——」、濱下武志「十九世紀後半、中国における外国銀行の金融市場支配の歴史的特質——上海における金融恐慌との関連において——」参照。
- (31) 前掲「清末の經濟恐慌と辛亥革命への傾斜」『中国民族運動の基本構造——對外ポイコットの研究——』 四九〇〜四九七頁、参照。
- (32) 上海日本総領事官報告「上海經濟界ノ恐慌顛末」明治四三年(一九一〇)八月五、一六日付 外務省通商局『通商彙纂』五九 三五〜四四頁。
- (33) 同右
- (34) 南橋「上海金融史的一頁」『海光』六一七 一九三四年 二頁 前掲『上海錢莊史料』所収 八〇頁。
- (35) 「中国記事」『国風報』一一二五 宣統二年(一九一〇)一〇三〜一〇四頁。
- (36) 「中国記事」『国風報』一一二五 一〇六頁。

(37) 前掲『中国大事記』『東方雜誌』七一一〇—一三〇〇—一三六頁。

(38) 同右

(39) 中国人民銀行参事室編『中国清代外債史料』(一八五三—一九一一)『中国金融出版社』一九九一 七一九—七三五頁、参照。

(40) 滄江『中国最近市面恐慌之原因』『国風報』一一二六 四七—五一頁。

(41) 天津檔案館等編『天津商会檔案匯編』(一九〇三—一九二〇)上 天津人民出版社 一九八九 五三八—五三九頁。

(42) 源豊潤票号及びその資本傘下の銀号や錢荘の各地域市場における債務には諸説あり、天津日本総領事官報告『上海源豊潤票號破産ノ天津ニ及ホシタル影響』によれば、源豊潤天津支店の債務は約一〇万両、新泰銀号は四〇万両未満とされているが、源豊潤票号が約束手形の発行に携わっていないかっ
た点では共通している。(天津日本総領事官報告『上海源豊潤票號破産ノ天津ニ及ホシタル影響』明治四三年(一九一〇)一〇月一四日付 前掲『通商彙纂』六七 八二頁、参照。)

(43) 前掲『天津商会檔案匯編』(一九〇三—一九二〇)上 五四五—五六一頁。

(44) 前掲『天津商会檔案匯編』(一九〇三—一九二〇)上 五六四—五六五頁。

(45) 「宣統政紀」巻四六 宣統二年二月戊寅条 『清実録』六〇 八二三頁。

補註

(1) 本稿において引用した史料中の簡体字及び異体字等は本字に変更した。

(2) 本稿の脱稿後、岡本隆司氏の『近代中国と海関』(名古屋大学出版会、一九九九)が出版された。同書は、明末清初より中華民国期にかけての海関の在り方を、当該時期における行・財政問題と関連付けて考察した緻密な論著である。合わせ参照されたい。ただし、同書における考察(とりわけその第六章「清末財政と借款の展開——洋税と中央財政の創出——」における)は、一九六〇年代以降の東南沿海地域においては、清末の西征借款をはじめとする海関税(洋税)を担保とした各借款や、京餉・協餉等の送金額の補填及びその為替送金等に関して、浙江商人胡光墉の経営する阜康銀号等が海関銀号として重要な役割を果たしていたことを明らかにしており、また、阜康銀号が倒産した一九八〇年代半ば以降においては、蔽信厚の経営する源豊潤票号(同書においては「源豊潤銀号」と表記)がその役割を引き継いだことについても言及しているが、胡光墉の阜康銀号を通しての考察であり、本稿で取り上げた各省関における源豊潤票号及びその資本傘下の金融機関の実態等について具体的に論じたものではない。

清末の源豊潤票号による為替送金について(佐藤)